

平成 28 年 5 月 27 日

学校法人至学館
理事会 殿
評議員会 殿

監 査 報 告 書

監 事 八 木 正 之

監 事 五 十 川 隆 夫

私達監事は、私立学校法第37条の3及び寄附行為に基づき、当該法人の平成27年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）における業務ならびに資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表及び人件費支出内訳表・活動区分資金収支計算書・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表等について、監査基準に準拠し必要な監査をした。

監査の結果、学校法人の業務が適性であり、かつ採用実施している会計処理の原則、計算書類の表示方法は、学校法人会計基準に準拠し経理手続き及び計算方法等は前年と同一方法により経理されており、平成28年3月31日現在の財政状態及び経営状況は適正かつ正確に表示されているものと認める。

上記より学校法人の業務は、法令及び寄付行為に従った適正なものであったと認める。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

学校法人至学館
理事会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

安田 豊 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高橋 浩彦 

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人至学館の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人至学館の平成28年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上